

令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件


原告 八木橋健太郎

被告 国

証拠説明書

令和5年12月15日

東京地方裁判所民事第3部A1イc係 御中

被告指定代理人	原	康	展	
	野	澤	雅	宏
	古	瀧	孝	明
	五十	嵐	雅	子
	内	城		良
	川	合	由佳	理
	柴	田	和	宏
	難	波	祥	平
	関		俊	吾
	田	代	伸	一
	鈴	木	くるみ	

略称は、答弁書等の例による。

号証	標目 (作成者)	作成 年月日	立証趣旨
乙41	第21号視察表 (喜連川社会復帰促進センター第2区長)	写し R2. 8. 24	原告が本件センターに入所した令和2年3月5日以降、本件センターの規律のかく乱や自身の処遇緩和を画策する傾向が顕著に認められたことから、本件センターは令和2年8月24日付けで原告を要視察者(好訴性)に指定したこと
乙42	要注意者等指定要領(抜粋) (喜連川社会復帰促進センター長)	写し H19. 9. 1	要注意者及び要視察者の区分並びにこれらの区分は処遇審査会に付議した上で指定されること
乙43	仙台高裁平成28年4月20日決定 (仙台高裁)	写し H28. 4. 20	刑事施設の職員の氏名が公表されれば、当該職員が個人として特定されることとなり、当該職員に対する被収容者から報復等を受けるおそれが高く、また、当該職員が上記のような報復を受ける事態を恐れて萎縮するなどして被収容者に対する適正な処遇を行うことが困難となるおそれの存在が認められること等
乙44	最高裁平成28年8月30日決定 (最高裁第三小法廷)	写し H28. 8. 30	仙台高裁平成28年4月20日決定(乙43)が抗告棄却により確定したこと
乙45	第84号視察表 (喜連川社会復帰促進センター第4区長)	写し R4. 2. 16	本件センターが原告から発信申請があった信書を検査したところ、「懲戒請求」と題する書面に複数名の職員の名前や個人情報に記載されていたことから、本件センターは原告をカメラ室に転室させた上で、原告の元々の居室及び保管私物の検査を行ったこと、この検査において原告の私物のノート等にも複数名の職員の名前が記載されていたこと
乙46	第85号視察表 (喜連川社会復帰促進センター第4区長)	写し R4. 2. 16	本件センターは、原告を令和2年8月24日付けで要視察者(好訴性)に指定し注視していたところ、原告が複数名の職員の名前や個人情報を職員から入手した可能性が高く、今後も何らかの手段で職員の情報を得た上で訴訟提起や処遇の緩和等を画策するおそれがあり、本人との対応には厳重な注意を要することから、令和4年2月16日付けで原告を要注意者(好訴性)に指定変更したこと

乙47	第86号視察表 (喜連川社会復帰促進センター次席矯正処遇官)	写し	R4. 2. 16	原告が職員の個人情報等を得ているという疑いがあったことから、本件センターは全容解明のための調査が必要と判断したほか、原告による隠ぺい工作を防ぐ等の理由により、原告に昼夜居室処遇とすることを告知したこと
乙48	第138号視察表 (喜連川社会復帰促進センター職員)	写し	R4. 5. 23	本件センターは、原告を本件センターにおいて引き続き処遇することは不相当であると判断し、令和4年6月8日、長野刑務所に移送したこと
乙49	大阪地裁平成25年6月4日判決 (大阪地裁)	写し	H25. 6. 4	刑事収容施設法は、監視カメラによる監視を許容していると認めることができ、監視カメラで監視することをもって違法な措置ということとはできないこと等
乙50	東京地裁令和5年4月27日判決 (東京地裁)	写し	R5. 4. 27	刑事施設の長は、受刑者の資質、環境に応じ、改善更生の意欲の程度、社会生活に適應する能力の程度等を考慮し、刑事施設の規律及び秩序維持に支障を生じるおそれ等を踏まえ、受刑者について処遇の一態様として昼夜居室処遇を行うことができると解するのが相当であり、当該処遇に当たっては、当該刑事施設の事情に通曉し、直接その衡にあたる刑事施設の長の上記観点を考慮した合理的な裁量に委ねられているというべきであること等
乙51	物品差入願 (喜連川社会復帰促進センター職員)	写し	R4. 4. 21	本件差入物品は、令和4年4月16日に本件センターに郵送され、その後、本件センターが同月21日に原告に引き渡したこと
乙52	面会申込票 (原告訴訟代理人弁護士)	写し	R4. 4. 22	原告の訴訟代理人弁護士が本件センターに対し、面会日当日の令和4年4月22日に原告との面会を申請したこと